わな猟登録者の方へ

（様式２）

**令和６年度ツキノワグマ錯誤捕獲対応にかかる承諾書**

近年、わな猟によるツキノワグマ（以下「クマ」）の錯誤捕獲が多発しています。

わな猟でクマを捕獲することは禁止されているため､仕掛けられたわなでクマを錯誤捕獲された場合は､近隣住民等の危険を回避するために､県が放獣作業を行います。

この際、わな管理者への連絡がつかないために、やむを得ずくくりわな等のワイヤーを切断する必要が生じた場合のご意向について回答をお願いします｡

なお、本紙については、全てのわな猟登録者がくくりわなを使用できることから、**わな猟登録を行う方は、狩猟者登録申請と併せて必ず提出をお願いします。**

住所：　　　　 　　　 　　　　　　　　　　　氏名：

緊急連絡先（電話）：

**以下の項目について、□にチェック「☑」をつけてください。**

○ 危険を回避するため､できるだけ早急に放獣作業を進める必要がありますが､わな管理者に どうしても連絡がとれない時に､やむを得ない処置として､わな管理者の承諾なく県職員,放獣委託業者がワイヤー等を切断しなければならない事態が想定されます｡

この場合､承諾なしにワイヤー等を切断することを承諾いただけますか｡

□はい □いいえ

* 承諾いただけない場合は､迅速な放獣対応ができないことがありますので､ご理解ご協力をお願いします｡
* わな管理者が適切な対応（県・市町への通報等）を行わず、錯誤捕獲されたクマを放置した場合は、鳥獣保護管理法違反の対象となります。

【ご協力ありがとうございました】

※ 今回の回答内容は､兵庫県の個人情報保護条例に従い責任を持って管理し､ご提供いただいた個人情報等は 今後の狩猟に関する方針についての検討資料として活用する目的以外で利用することはありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先  住所地を管轄する農林(水産)振興事務所  までお願いします。 | 問い合わせ先  兵庫県環境部  自然鳥獣共生課　　　　　　　　 TEL：078-362-3463 |